

亡くなられたときの手続きにご持参いただくもの

次の持ち物のうち、該当するものがあれば、ご持参ください。

ご遺族の方のもの

- 認印(届出人、相続人代表、喪主)
※署名をすれば原則不要ですが、手続きによっては必要となる場合があります
- 窓口に来られる方の本人確認書類
 - 写真付きのもの
運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポートなど
 - 写真付きの証明書がない場合、次の書類から2点
資格確認書(健康保険)、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書など
- 預貯金通帳(相続人代表、喪主)
- 税金の引き落としなどの口座を変更する場合は、預貯金通帳と金融機関届出印

亡くなられた方のも

- 印鑑登録証
- 健康保険の資格確認書(国民健康保険または後期高齢者医療に加入している方)
- 葬祭費請求に必要な書類(埋火葬許可証・会葬礼状・葬祭の領収書など)
- 介護保険被保険者証
- 敬老優待乗車証または乗船券
- 基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書(国民年金加入者または受給者)
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 重度障害者医療費受給者証
- 障害者優待乗車証または乗船券
- 被爆者健康手帳、証書(手当を受給されている場合)
- 乳幼児等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証
- 死亡診断書の写し(手続きで必要な場合があります)
- 固定資産税課税明細や名寄帳(相続した農地の地番のわかるもの)
- 犬の登録番号のわかるもの
- その他、三原市から交付された証書類